県営土地改良事業の計画変更に関する市町村協議に係る公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第８８条第４項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（農地防災）揖斐川東部地区の変更後の土地改良事業計画の概要等につき揖斐川町長と協議したいので、同条第６項において読み替えて準用する同法第８７条の２第８項の規定により変更後の土地改良事業計画の概要等を縦覧します。

なお、当該土地改良事業の計画概要に意見があるものは、令和８年11月20日までに岐阜県知事あてに意見書を提出することができます。

令和８年10月22日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

1　書類の名称

県営中山間地域総合整備事業（農地防災）揖斐川東部地区の事業計画変更概要書

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

2　縦覧期間

令和８年10月22日から令和８年11月20日まで

3　縦覧場所

揖斐川町役場

4　意見書の提出方法

書面にて直接揖斐川町役場へ提出